

弥富市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、弥富市（以下「市」という。）が発注する土木工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、当初設計金額が1件500万円以上の工事について行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、評定をしないものとする。

- (1) 緊急を要する工事
- (2) 災害を復旧する工事
- (3) 別の工事に付帯する工事で、当該別の工事の評定で評価することが妥当な工事
- (4) 随意契約による工事、単価契約による工事、草刈り工事及び指示票工事

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、弥富市工事監督要領に定める監督員及び弥富市工事検査要領に定める検査員とする。

(評定の時期)

第4条 評定は、監督員にあつては工事の完成のとき、検査員にあつては検査を実施したときにそれぞれ行うものとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事ごとに行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者が独立して厳正かつ的確に行うものとする。

3 評定は、工事成績評定表（第1号様式。以下「評定表」という。）、細目別評定点採点表（第2号様式）及び項目別評定点（第3号様式）により行うものとする。

(評定表の提出等)

第6条 監督員は、評定を行ったときは、速やかに工事担当課長を経由して評定表を検査員に提出するものとする。

2 検査員は、評定を行ったときは、速やかに評定表を市長に提出するものとする。
(評定結果の通知)

第7条 市長は、検査員から評定表の提出があったときは、速やかに当該工事の請負者に対して、評定結果を検査結果通知書に項目別評定点を添付して通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 市長は、前条の規定による通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 市長は、前項の規定による修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該工事の請負者に通知しなければならない。

(説明請求等)

第9条 第7条又は前条第2項の規定により検査結果の通知を受けた請負者は、通知を受けた日の翌日から起算して14日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を含む。)以内に、工事成績評定説明請求書(第4号様式)により、市長に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、当該請負者に対して、速やかに工事成績評定に対する説明請求回答書(第5号様式)により回答するものとする。

3 市長は、前項の規定により回答をするときは、弥富市工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

(工事成績が不良であった請負者への措置)

第10条 市長は、市が発注した工事において、施工不良や不誠実な行為等により工事成績が65点未満に評価された場合は、当該工事の請負者に対して、工事成績評定に係る警告書(第6号様式。以下「警告書」という。)により通知を行うものとする。なお、警告書の通知は、請負者が説明請求のできる期日以後とする。

2 前項の規定により警告書の通知を行った場合において、同一の請負者が、当該警告書の通知日の1年後の日までに、再度工事成績が65点未満に評価された工事の検査結果通知書が交付された場合は、指名停止措置を講じることができる。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

工 事 成 績 評 定 表（完了・指定部分完了）

担当課名：

工 事 名		路線等の名称					工事場所					弥富市 地内					契約金額（最終）					円					検査番号					—				
請 負 者 名		現場代理人					主任技術者 (監理)					工 期					年 月 日 ~ 年 月 日					完了年月日					年 月 日									
考 査 項 目		専 任 監 督 員					総 括 監 督 員					検査員(指定部分完了)					検査員（完了）																			
		氏名					氏名																													
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e						a	b	c	d	e	a	b	c	d	e										
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10																														
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																														
2. 施工状況	I. 施工管理		+1.5	0	-5.0	-10											+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15										
	II. 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5	0	-7.5	-15																									
	III. 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15																									
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																														
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5											+10	+5	0	-10	-20	+10	+5	0	-10	-20										
	II. 品 質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5											+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25										
	III. 出来ばえ																+5	+2.5	0	-5	+5	+2.5	0	-5												
4. 高度技術	I. 高度技術力 ※2	(13)			0																															
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2	(7)			0																															
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※3						+10	+5	0																											
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		点					点					点					点																			
評定点（65点±加減点合計） ※1		① 点					② 点					点					③ 点					④ 点														
7. 評定点計 ※6		点					○指定部分完了検査があった場合：(①*0.4+②*0.2+③*0.2+④*0.2) = 評定点計 ※ただし、③（指定部分完了）が2回以上の場合は平均値 ○指定部分完了検査がなかった場合：(①*0.4+②*0.2+④*0.4) = 評定点計																													
8. 法令遵守等 ※3							点																													
9. 評定点合計 ※7		点 ○7. 評定点計 - 8. 法令遵守等																																		
所 見 ※4		【専任監督員】										【総括監督員】										【検査員】														

- ※1 65点+加減点合計（1+2+3+4+5+6）とする。各評定点（①～④）は、小数点以下第1位まで記入する。
- ※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加點評価のみとする。
- ※3 社会性等の評価では地域への観点から、加點評価のみとする。また、法令遵守等は減點評価のみとし、評価は総括監督員が行う。
- ※4 所見は必ず記載するものとする。
- ※5 各検査項目ごとの採点は、専任監督員、総括監督員は別紙の工事成績採点の各検査項目別運用表によるものとする。検査員の評価に先立ち、専任・総括監督員が記入する。
- ※6 評定点計は検査員が記入する。評定点計は、小数点以下第2位の数値を四捨五入し、小数点以下第1位までの数値とする。
- ※7 評定点合計は検査員が記入する。評定点合計は、小数点以下第1位の数値を四捨五入し、整数とする。
- ※8 監督員が専任監督員の場合のみは、専任監督員欄及び総括監督員欄の両方の採点をする。

細目別評定点採点表

項目	細別					検査番号		細目別評定点	得点割合	
		①専任監督員	②総括監督員	③検査員（指定部分完了）	④検査員（完了）					
1. 施工体制	I. 施工体制一般	*0.4+2.6 点						3.2点	%	
	II. 配置技術者	*0.4+2.6= 点						3.8点	%	
2. 施工状況	I. 施工管理	*0.4+2.6= 点			*0.4+6.5= 点	*0.4+6.5= 点		11.7点	%	
	II. 工程管理	*0.4+2.6= 点	*0.2+4.3= 点					9.3点	%	
	III. 安全対策	*0.4+2.6= 点	*0.2+4.3= 点					10.7点	%	
	IV. 対外関係	*0.4+2.6= 点						3.4点	%	
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	*0.4+2.6= 点			*0.4+6.5= 点	*0.4+6.5= 点		13.9点	%	
	II. 品質	*0.4+2.6= 点			*0.4+6.5= 点	*0.4+6.5= 点		15.9点	%	
	III. 出来ばえ				*0.4+6.5= 点	*0.4+6.5= 点		8.5点	%	
4. 高度技術	I. 高度技術力	*0.4+2.6= 点						7.8点	%	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	*0.4+2.6= 点						5.4点	%	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		*0.2+4.4= 点					6.4点	%	
8. 法令遵守等			*1.0= 点						%	
								評定点合計	100点	%

※1 指定部分完了検査があった場合 (①+②+③*0.5+④*0.5) =細目別評定点 (指定部分完了が2回以上の場合は、③を平均する。)

※2 指定部分完了検査がなかった場合 (①+②+④) =細目別評定点

※3 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※4 法令遵守等の評価は、完了検査時に一括入力する。

※5 評定点合計は、小数点以下第1位の数値を四捨五入し、整数とする。

項目別評定点

検査番号

—

評価項目	細別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	(3.2)点
	II. 配置技術者	(3.8)点
2. 施工状況	I. 施工管理	(11.7)点
	II. 工程管理	(9.3)点
	III. 安全対策	(10.7)点
	IV. 対外関係	(3.4)点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	(13.9)点
	II. 品質	(15.9)点
	III. 出来ばえ	(8.5)点
4. 高度技術（加点のみ）	I. 高度技術力	(7.8)点
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 創意工夫	(5.4)点
6. 社会性等（加点のみ）	I. 地域への貢献等	(6.4)点
7. 法令遵守等（減点のみ）		
評定点合計		100点

※評定点合計は、小数点以下第1位の数値を四捨五入し、整数とする。

（宛先） 弥富市長

請負者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名



工 事 成 績 評 定 説 明 請 求 書

年 月 日に通知を受けた下記工事の成績評定について、疑問となる評定項目及びその趣旨を明記し説明を請求します。

記

- 1 工 事 名
- 2 路線等の名称
- 3 工 事 場 所 弥富市 地内
- 4 契約締結年月日 年 月 日
- 5 請 負 代 金 額 金 円
- 6 工 期 着 手 年 月 日
完 了 年 月 日
- 7 検 査 年 月 日 年 月 日
- 8 工事成績評定点 点
- 9 疑 義 事 項

評定項目	趣旨（根拠等具体的に）

様

弥富市長

印

工事成績評定に対する説明請求回答書

年 月 日付けで説明請求のありました工事成績評定内容については、下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 工 事 場 所 弥富市 地内
- 4 請求に対する説明

評定項目	説 明

様

弥富市長



工事成績評定に係る警告書

この度、貴社が弥富市発注の下記工事において、工事成績が65点未満に評価されたことは誠に遺憾であり、かかる事態が再び生ずることのないように十分注意されたく、警告します。

つきましては、今後受注工事に向けて工事施行方法等の改善措置の詳細を報告してください。

また、この警告書の通知日の1年後の日までに、再度工事成績が65点未満に評価された工事の検査結果通知書が交付された場合は、指名停止措置を講じることがありますので、十分注意してください。

記

- 1 工 事 名
- 2 路線等の名称
- 3 工 事 場 所 弥富市 地内
- 4 契約締結年月日 年 月 日
- 5 請 負 代 金 額 金 円
- 6 工 期 着 手 年 月 日
完 了 年 月 日
- 7 検 査 年 月 日 年 月 日
- 8 工事成績評定点 点
- 9 改善措置報告期限 年 月 日まで